

平 成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年11月4日付け高河第175号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の6件である。

- （1） 高松漁港内の海面および港湾施設（物揚場，岸壁等）の清掃に関する業務委託契約書その他の高松漁港に関する一切の業務委託契約書（平成15年度以降のものに限る。）
- （2） 高松市の管理する各漁港の台帳および各漁港の港湾施設等の位置の分かる図面類の全部
- （3） 高松漁港の港湾施設（物揚場，岸壁等）の占用許可申請書および当該各申請に対する許可・不許可の処分に関する平成16年度以降の一切の起案文書・決裁文書の全部
- （4） 高松漁港の港湾施設（物揚場，岸壁等）の使用許可申請書および当該各申請に対する許可・不許可の処分に関する平成16年度以降の一切の起案文書・決裁文書の全部
- （5） 高松漁港の港湾施設（物揚場・岸壁等）の不正使用・違法使用に関する調査の結果を記載した一切の文書その他の資料（平成17年度以降の

ものに限る。)

(6) 本年7月1日から施行された新しい漁港管理条例に基づく係船に関する届け出書類の全部

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分のうち、以下の表の事項については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立は棄却すべきである。

対象行政文書	公開すべき事項	
市漁港施設利用届 市漁港施設使用許可申請書	「総トン数」	法人および団体に係る情報（「住所」、「法人・団体名および代表者名」、「電話番号」、「船舶番号」、「船名（船種）」）
動力漁船登録票	「漁業種類又は用途」、「主たる根拠地」、「船質」、「船体の長さ、幅、深さ」、「総トン数」、「推進機関（種類および馬力数）」、「造船所の名称および所在地」、「進水年月日」、「登録年月日」、「無線電波の型式および空中線電力」、「事務手続き上の日付」	
船舶検査証書	「交付日」、「船籍港又は定係港」、「総トン数又は船舶の長さ」、「用途」、「航行区域又は従業制限」、「最大とう載人員」、「有効期間」、「検査済番号」	

2 異議申立てに至る経過

平成17年9月21日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は同年10月5日に公開、一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月14日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。請求内容 1－(5)の対象行政文書は不存在とするが、誤りである。定期的に監視行為を行っており不存在とは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

市管理漁港については、平成 17 年度に漁港管理条例の一部改正を行い、放置等禁止区域を定め、漁船およびプレジャーボートから係船料を徴収し、放置艇対策を実施するなど、施設の保全および施設利用の増進を図り、適正な施設管理に努めている。

- (2) 非公開部分について

個人の住所、氏名、電話番号、印影については、漁港管理施設の占用申請書等の行政文書に記載されているものである。また、船名、登録番号、総トン数、動力漁船登録票および船舶検査証書の記載事項は、市漁港施設利用届等の行政文書に記載されているものである。また、団体代表者の印影については、高松漁港清掃業務委託契約書等の行政文書に押印されているものである。

個人の住所、氏名、電話番号、印影については、特定の個人を識別することができるため、また、市漁港施設利用届の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数、市漁港施設使用許可申請書の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数動力漁船登録票の記載事項、船舶

検査証書の記載事項については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。また、団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

請求内容 1－(5)については、該当する行政文書を作成しておらず不存在のため、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、1－(1)については「高松漁港清掃業務委託契約書（平成 15・16・17 年度）」であり、1－(3)については「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 16 年 7 月 12 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・平面図・断面図」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 16 年 12 月 21 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・平面図・構造図・写真」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 17 年 1 月 11 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・平面図・構造図・写真」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 17 年 1 月 17 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・断面図」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 17 年 3 月 22 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・平面図・構造図・同意書」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 17 年 3 月 28 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・平面図・一覧表」,「漁港管理施設の占用および工作物設置について（平成 17 年 7 月 8 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・位置図・写真」であり、1－(4)については「市漁港施設目的外使用許可書の発行について（平成 17 年 7 月 12 日起案）決裁・許可書（案）・許可申請書・

位置図」であり、１－（６）については「市漁港施設利用届（高松漁港２３件、西浦漁港２１件、浦生漁港３０件、亀水漁港４３件、男木漁港４６件）」であり、１－（２）については既に公開し、１－（５）については行政文書不存在の決定をしている。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、「個人の住所、氏名、電話番号、印影」、「市漁港施設利用届の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数」、「市漁港施設使用許可申請書の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数」、「動力漁船登録票の記載事項」、「船舶検査証書の記載事項」および「団体代表者の印影」について、非公開としたとのことであった。

（１） 「個人の住所・氏名・電話番号・印影」について

個人の住所、氏名および電話番号については、個人に関する情報であって特定の個人が識別でき、個人の印影については、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例７条１号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２） 「市漁港施設利用届の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数」、「市漁港施設使用許可申請書の記載事項のうちの船名、登録番号、総トン数」、「動力漁船登録票の記載事項」、「船舶検査証書の記載事項」について

船舶の登録等については、総トン数２０トン以上の船舶は船舶法３４条の規定に基づく船舶登記令（平成１７年１月２６日政令第１１号）に基づき、船籍港の所在地を管轄する法務局において所有権登記を要し、その登記簿謄本・抄本は何人も請求できる。

総トン数２０トン未満の船舶のうち小型船舶は、小型船舶の登録等に関する法律（平成１３年７月４日法律第１０２号）に基づき、日本小型船舶検査機構による登録を要し、小型船舶の所有者は船舶番号を当該船舶に表示しなければならないとされている。当該登録事項証明書交付申請手続きには船舶番号または船体識別番号を要する。

また、漁船については、漁船法（昭和２５年５月１３日法律第１７８号）に基づき、その主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える

漁船原簿への登録を要し、当該原簿の謄本交付申請手続きには、漁船登録番号（船体表示義務あり。）、船名、総トン数等の情報を要する。

これらのことより、市漁港施設利用届、市漁港施設使用許可申請書、動力漁船登録票および船舶検査証書の記載事項のうち、「船舶番号」については法務局または日本小型船舶検査機構への登録事項等の謄本請求により、特定の個人を識別することができることとなる情報に相当し、「船名」についても、当然船体に表示することが慣習であるから、船体の目視により船名および船舶番号が確認でき、特定の個人を識別することができることとなると認められる。

しかしながら、「市漁港施設利用届」・「市漁港施設使用許可申請書」の記載事項のうちの「総トン数」、「動力漁船登録票」の記載事項のうち「漁業種類又は用途」、「主たる根拠地」、「船質」、「船体の長さ、幅、深さ」、「総トン数」、「推進機関（種類および馬力数）」、「造船所の名称および所在地」、「進水年月日」、「登録年月日」、「無線電波の型式および空中線電力」、「事務手続き上の日付」および「船舶検査証書」の記載事項のうちの「交付日」、「船籍港又は定係港」、「総トン数又は船舶の長さ」、「用途」、「航行区域又は従業制限」、「最大とう載人員」、「有効期間」、「検査済番号」については、特定の個人を識別することができる情報とは認められないことから、公開すべきである。

また、「市漁港施設利用届」・「市漁港施設使用許可申請書」・「動力漁船登録票」・「船舶検査証書」の記載事項中の、法人および団体に係る情報（「住所」、「法人・団体名および代表者名」、「電話番号」、「船舶番号」、「船名（船種）」）については、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するとは認められないことから、公開すべきである。

（３） 団体代表者の印影について

当審査会は、これまで法人の印影については、「公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例

7 条 2 号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 行政文書不存在の可否について

実施機関は、請求内容 1 - (5) について、高松漁港の港湾施設（物揚場、岸壁等）の不正使用、違法使用に関する調査は平成 16 年度まで実施し、平成 17 年度以降は調査を行っていないとのことであった。

この点、当該文書について、実施機関が行政文書不存在とした説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 11 月 4 日	諮問書受付
平成 20 年 3 月 28 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 20 年 5 月 21 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 20 年 7 月 30 日	答申案審査
平成 20 年 8 月 8 日	答申